

長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画

1. 広域計画の趣旨

長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関連して、広域連合及び広域連合を組織する長崎県内全市町（以下「市町」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

2. 広域計画の項目

広域計画は、長崎県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関し、広域連合及び市町が行う事務に関すること
- (2) 広域計画の期間に関すること

3. 広域連合及び市町が行う事務

広域連合及び市町は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行う。

（平成18年度、平成19年度）

- (1) 平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び市町において必要な準備作業を行う。

(平成20年度以降)

(1) 被保険者資格管理に関すること

被保険者資格管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を市町において処理し、広域連合へ送付する。広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理する。

市町においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図る。

(2) 保険給付に関すること

保険給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を市町において処理し、広域連合へ送付する。広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理する。

レセプトの点検及び保管は、広域連合が行う。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

保険料の賦課は、市町の持つ課税情報等を活用して、広域連合が行う。

保険料の普通徴収及びその滞納整理は、市町が行う。

(4) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、市町と広域連合が緊密に連携して行う。

4. 広域計画の期間

この広域計画の期間は、平成22年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。